

富士駅北地区まちづくり協議会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この団体は富士駅北地区まちづくり協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を富士駅北まちづくりセンターに置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、地区住民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、地区内の各種団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地区の課題の把握や情報の発信
- 二 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- 三 地区まちづくり行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- 四 その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 組 織

(構成員)

第 5 条 本会は次に掲げる団体等で構成する。

- 一 富士駅北地区第一区長会
- 二 富士駅北地区第二区長会
- 三 富士駅北地区福祉推進会
- 四 富士市交通安全指導員会富士駅北地区
- 五 富士市青少年指導委員富士第一班
- 六 富士市緑化指導員
- 七 富士駅北地区悠容クラブ連合会
- 八 富士市立富士中学校PTA
- 九 富士市立富士第一小学校PTA
- 十 富士警察署地域安全協議会駅前交番班
- 十一 富士市スポーツ推進員(富士駅北)

- 十二 富士本町商店街振興組合
- 十三 富士地区保護司会富士支部
- 十四 富士駅北地区民生委員児童委員協議会
- 十五 富士健康印商店会
- 十六 富士市消防団第13分団
- 十七 富士市消防団第14分団
- 十八 富士市消防団第15分団
- 十九 潤井川右岸水防団
- 二十 富士市地域防災指導員
- 二十一 自主防災会富士駅北1支部
- 二十二 自主防災会富士駅北2支部
- 二十三 環境衛生自治推進協議会富士駅北1支部
- 二十四 環境衛生自治推進協議会富士駅北2支部
- 二十五 市職員まちづくり地区班
- 二十六 市職員防災地区班
- 二十七 まちづくり推進員
- 二十八 その他本会理事会で認めた団体及び個人

(まちづくり推進員)

第 6 条 本会にまちづくり推進員を置く。

(まちづくり推進員の選出)

第 7 条 まちづくり推進員の選出は、次によるものとする。

- 一 区長の推薦により選出された者
- 二 旧富士第一地区生涯学習推進会及び旧富士駅北地区防犯員会役員並びに旧健康推進員
- 三 まちづくり推進員から新たに推薦された者

第 4 章 総 会

(構 成)

第 9 条 総会は、本会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とし、前条に掲げる構成団体等の代表者(以下「代表者」という。)をもって構成する。

(権 限)

第 10 条 総会は次の事項について決議する。

- 一 事業報告及び収支決算に関する事項
- 二 事業計画及び収支予算並びにその見直しに関する事項
- 三 役員の選任及び解任並びに会計の承認に関する事項
- 四 規約の変更に関する事項
- 五 理事会に委任する事項
- 六 その他本会の運営等に関する重要な事項

(開催)

第11条 定時総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき

二 代表者の5分の1以上の者は、会長に対し、総会の目的たる事項及び召集の理由を示して、総会の開催を請求することができる

(招集)

第12条 総会は、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 前条の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会を招集する。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

4 前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第14条 総会における議決権は、代表者1名につき1個とする。

2 代表者が重複する団体等の議決権は、当該団体の長が指名した、当該団体の三役(正副会長及び会計若しくはこれらに準ずる者をいい、以下「三役」という。)の任にある者に委任するものとする。

(決議)

第15条 総会の決議は、議決権の過半数の代表者が出席し、出席した代表者の過半数をもって行う。

(書面表決)

第16条 やむを得ない事由により総会に出席できない代表者若しくは第11条第2項に規定する者は、書面をもって表決し、又は他の代表者を代理人として表決を委任できる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、当該代表者は出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 代表者の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

三 開催目的、議決事項及び報告事項

四 議事の経過の概要及びその結果

五 出席した会長及び副会長並びに監事の署名

六 議事録作成者の氏名

第 5 章 役 員 等

(役員の設置)

第 18 条 本会に次の役員を置く

- 一 理事 20名以上35名以内
- 二 監事 3名以内
- 三 会計 2名以内

2 役員は第5条に規定する団体等の三役及びまちづくり推進員から選出する。

3 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長とする。

(役員の選任)

第 19 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会計は会長が委嘱し、総会においてその承認を受けなければならない。

3 会長、副会長及び委員長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の職務及び権限)

第 20 条 理事は、この規約に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この規約に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 委員長は、委員会の活動を総括し、事業の調整に当たる。

5 会計は、本会の会計を総理し、監事から報告を求められたときには、遅滞なくその求めに対応しなければならない。

6 監事は、理事の職務の執行を監査して監査報告書を作成する。又、いつでも会計に関する報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 21 条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 22 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(相談役)

第 23 条 本会に、任意の機関として相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、理事会において選任又は解任する。

3 相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 24 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び監事並びに会計をもって構成する。

(権 限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 総会で決議した事項の執行
- 二 複数の委員会にまたがる事項の審議、決定
- 三 役員会に委任する事項
- 四 総会の開催に関する事項
- 五 理事の職務の執行の監督
- 六 会長及び副会長の選定及び解職
- 七 その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項の審議、決定

(開 催)

第 26 条 理事会は次のいずれかに該当するときに開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 3分の1以上の理事から、会議の目的たる事項を明示して、開催の請求があつたとき

(召 集)

第 27 条 理事会は会長が召集する。

- 2 前条の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 前条第1項第2号の規定による請求があつたときは、その請求があつたときから14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議 長)

第 28 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項に該当するときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第 29 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会議事録)

第 30 条 理事会の議事録は第 14 条第1項第1号から第4号までを準用する。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 役 員 会

(役員会)

第 31 条 本会の運営を円滑に推進するため、理事会の決議により役員会を置くことができる。

- 2 役員会は、正副会長及び会計をもって構成する。
- 3 役員会は、次の事項を決定する。
 - 一 総会に付すべき事項
 - 二 理事会より委任された事項
 - 三 その他理事会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第 8 章 委 員 会

(委員会)

第 32 条 本会に次に掲げる委員会を置く。

- 一 総務企画委員会(全体の事業計画・各委員会間の調整・広報 等)
 - 二 成人学習委員会(学び・学びの成果を活かせる事業 等)
 - 三 青少年育成委員会(青少年の健全育成 等)
 - 四 体育保健委員会(スポーツを通じた健康増進 等)
 - 五 生活安全委員会(交通安全及び防犯活動 等)
 - 六 防災委員会(地域の防災力の向上 等)
 - 七 福祉委員会(誰もが安心して暮らせる地域づくり 等)
 - 八 環境委員会(環境保全及び美化活動 等)
 - 九 地域振興委員会(富士駅北地区のにぎわい創出 等)
- 2 各委員会の委員は、別表に記載する構成団体等から選出する。
 - 3 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。
 - 4 委員長は理事とする。
 - 5 副委員長は各委員の互選とし、理事会に報告する。
 - 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 7 委員長は必要に応じて、役員以外の出席を求めることができる。
 - 8 各委員会は必要に応じて、分科会を設置することができるものとし、その構成員は当該委員会の委員に限定しないものとする。

第 9 章 会 計

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第 34 条 本会の経費は、補助金、助成金、負担金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 会費は、一世帯年間300円とする。なお、橋下区における富士市立富士第一小学校校区の世帯も同様とする。
- 3 規約第5条に定める構成員が、事業を遂行するため、本会の予算で認められた助成金の交付を申請するときは、別に定める様式により交付申請書を提出し、交付を受けるものとする。
- 4 前項の助成金の交付を受けた構成員は、当該事業完了後遅滞なく、別に定める様式により関係書類を添えて完了報告書を提出しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、第32条に定める委員会からの報告に基づき会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 四 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号及び第3号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

第 10 章 規約の変更

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会の決議により変更できる。

第 11 章 雜 則

(情報の公開)

第 38 条 本会の人事、運営及び事業等に関する情報については、富士駅北地区の住民に対して積極的に公開するよう、務めるものとする。

(委 任)

第 39 条 この規約の執行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附 則

第 1 条 この規約は平成26年4月1日から施行する。

第 2 条 本会の最初の会長は松野俊一とする。

第 3 条 本会の会長を除く最初の役員は、本会を構成する各団体等の長に諮って前条の会長が選任し、

最初の総会において承認を受けるものとする。ただし、副会長及び委員長の選定は最初の総会の中途において開催する理事会において行うものとする。

附 則

この規約は平成28年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は平成29年4月 28 日から施行する。

附 則

この規約は平成30年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は令和元年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は令和2年 5 月 8 日から施行する

附 則

この規約は令和4年5月6日から施行する。

附 則

この規約は令和5年5月12日から施行する。

附 則

この規約は令和7年5月9日から施行する。

別表(第32条関係)

委員会名	団体名等
総務企画委員会	役員会、各委員会委員長及び選任された理事並びにまちづくり推進員から選出
成人学習委員会	富士駅北地区第一区長会、富士駅北地区第二区長会、まちづくり推進員
青少年育成委員会	富士市青少年指導委員富士第一班、富士市立富士中学校PTA、富士市立富士第一小学校PTA、富士駅北地区民生委員児童委員協議会、富士駅北地区第一区長会、富士駅北地区第二区長会まちづくり推進員
体育保健委員会	富士市立富士中学校PTA、富士市立富士第一小学校PTA、富士市スポーツ推進員(駅北地区)、富士駅北地区第一区長会、富士駅北地区第二区長会、まちづくり推進員
生活安全委員会	富士市交通安全指導員会富士駅北地区、富士市立富士中学校PTA、富士市立富士第一小学校PTA、富士警察署地域安全協議会駅前交番班、富士地区保護司会富士支部、富士駅北地区第一区長会、富士駅北地区第二区長会、まちづくり推進員
防災委員会	富士市地域防災指導員、自主防災会富士駅北1支部、自主防災会富士駅北2支部、富士市消防団第13分団、富士市消防団第14分団、富士市消防団第15分団、潤井川右岸水防団、市職員防災地区班、まちづくり推進員
福祉委員会	富士駅北地区福祉推進会、富士駅北地区悠容クラブ連合会、富士駅北地区民生委員児童委員協議会、富士駅北地区第一区長会、富士駅北地区第二区長会、まちづくり推進員
環境委員会	環境衛生自治推進協議会富士駅北1支部、環境衛生自治推進協議会富士駅北2支部、富士市緑化指導員、富士駅北地区悠容クラブ連合会、まちづくり推進員
地域振興委員会	富士本町商店街振興組合、富士健康印商店会、富士駅北地区第一区長会、富士駅北地区第二区長会、市職員まちづくり地区班、まちづくり推進員